

民主市民クラブの2020（令和2）年度県当初予算及び政策推進に関する要望書に対する回答

令和2（2020）年2月5日

本県では、中期的な視点に立った財政運営を行うことを基本としつつ、県政の持続的な発展に向け、「とちぎ行革プラン2016」に基づき、自律的な行財政基盤の確立に取り組んでいる。

令和2（2020）年度は、企業収益の減収等に伴い県税収入が減となる中で、地方交付税の増等により歳入総額は増額となるものの、医療福祉関係経費の増等により、引き続き財源不足が見込まれている。

こうした中、令和2（2020）年度当初予算では、財政健全化の取組を着実に実行することにより必要な財源を確保し、令和元年台風第19号による被害からの復旧・復興や「政策経営基本方針」の重点事項に取り組むとともに、「とちぎ元気発信プラン」の総仕上げと「とちぎ創生15戦略（第2期）」の推進を図るほか、当面するその他の重要課題にも的確に対応することとした。

○ 重点的に取り組むもの

I 令和元年台風第19号による被害からの復旧・復興

II 令和2（2020）年度政策経営基本方針に基づく重点事項の推進

- 1 とちぎの未来を担う「ひと」づくり
- 2 未来技術等を活用した新たな取組の推進
- 3 安全・安心なとちぎづくり
- 4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、第77回国民体育大会「いちご一會とちぎ国体」及び第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一會とちぎ大会」に向けた着実な取組

III 「とちぎ元気発信プラン」の総仕上げと「とちぎ創生15戦略（第2期）」の推進

- 1 次代を拓く人づくり戦略
- 2 強みを生かす成長戦略
- 3 暮らし安心健康戦略
- 4 快適実感安全戦略
- 5 誇れる地域づくり戦略
- 6 とちぎ元気発信プランの推進に向けて

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

要　望　事　項	回　答
<p>1 ブランド力向上と発信力強化について</p> <p>「地域ブランド調査2019」の結果が発表され、依然、魅力度では低位に位置している。とちぎ元気発信プランにおける2020年度の成果指標目標値25位以内には到底届かない現状であるが、地域ブランド調査の結果を受けて、本県魅力度の評価傾向を分析し、適切な対策を講じること。特に本年は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年でもあるため、あらゆる機会を「ブランド力発信」の場と位置づけ、積極的に情報発信に努めること。</p> <p>大阪センターが開設され1年半が経過し、企業誘致、県産品販路拡大、観光誘客に向けて各種イベントやプレゼンを精力的に実施している。引き続き計画的にイベントを開催すると共に、メディアによる情報接触度の向上に努められたい。</p> <p>大阪センターの運営体制については、将来的には、「大阪アンテナショップ」や「移住相談支援センター」等の設置も検討し、県産品の販売を含め、充実した本県PRが実行できるよう、計画的に運営体制の整備を図られたい。</p> <p>企業誘致については、在阪企業へのリサーチを徹底し、特に本県企業との関連等徹底したマーケット調査等も行う中で、本県への企業誘致を進められたい。</p>	<p>東京2020大会開催を本県の魅力発信の絶好の機会ととらえ、各種イベントを開催するほか、首都圏・関西圏を対象としたデジタルマーケティングの手法による効率的・効果的な情報発信やパブリシティの強化に取り組んでいく。</p> <p>県産品や県産農産物のプロモーションについては、市場調査やトップセールスなどの結果を踏まえ、関西圏での食品関連展示商談会へ出展するほか、スカイベリーなど特色ある農産物を活用したフェアを開催するなど積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、企業誘致については、これまでの精力的な訪問活動により関係が構築されてきた現地企業や金融機関等から、企業情報や業界動向等をきめ細かく収集しながら戦略的に取り組んでいく。</p> <p>さらに、これらの取組を着実に推進するため、大阪センターにおける体制強化について検討していく。</p>
	○栃木県ブランド確立推進事業費 40,998
	○東京2020オリンピック・パラリンピック推進事業費 103,284
	○とちぎの農産物ブランド力強化推進事業費 75,630
	○とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費 79,630

要　望　事　項	回　答
<p>2 第2期戦略策定によるとちぎ創生の深化について</p> <p>今年度をもって5か年のとちぎ創生15戦略の取組を終えるも、構造的な課題とする少子高齢化や人口減少が解消されない中、東京圏を中心とする県外への人口転出超過状態が加速している。</p> <p>そうした中、県議会では昨年12月に次期プラン及び次期地方創生総合戦略検討会報告書を取りまとめた。報告書では「関係人口の創出・拡大」に加え、「Society5.0」や「SDGs」等の新たな視点での施策の展開を求めると共に、市町との役割分担を整理し、NPOなど多様な主体との連携や事業に要する資金の新たな確保対策等を提言した。</p> <p>とちぎ創生15戦略(第2期)策定のもと施策の具現化に際し、「わがまち未来創造事業」の認定における「Society5.0」や「SDGs」の理念を新たに導入するほか、これら理念の啓発・取組を推進する組織づくり、また「関係人口の創出」では市町が把握する「空き家を活用」した仕組みを強化すること。</p> <p>さらに、県内への若者の定着を支援する「とちぎ未来人材応援事業」が十分活用されていない現状を踏まえ、制度の拡充・見直しを図られたい。</p>	<p>とちぎ創生15戦略(第2期)においては、持続可能な開発目標であるSDGsの理念も踏まえ、各種施策を推進するほか、人口減少下における地域課題の解決を図るため、様々な分野でAIやIoT等の未来技術の活用を推進するとともに、Society5.0に対応するため、「Society5.0戦略本部(仮称)」を立ち上げるとともに、総合政策部に「デジタル戦略室」を設置し、市町における積極的な活用を支援するなど、とちぎの地域力強化などに全庁一丸となって取り組んでいく。</p> <p>また、「関係人口」の創出・拡大については、空き家の活用をはじめとした市町の取組を支援していく。</p> <p>さらに、とちぎ未来人材応援事業については、更なる利用促進に向けて取り組んでいく。</p> <p>○デジタル戦略推進事業費 18,000</p> <p>○未来技術活用促進事業費 10,000</p> <p>○とちぎU.I.Jターン・定住促進・関係人口創出事業費 77,792</p>

要　望　事　項	回　答
<p>3 財政の健全化について</p> <p>いちご一會とちぎ国体等の開催に向けた総合スポーツゾーン整備等、近年の大規模建設事業の推進や、引き続き医療福祉関係経費が増加していることなどにより、本県財政は逼迫傾向にある。「財政健全化取組方針」における「収支均衡予算」から、「とちぎ行革プラン2016」においては「中期的視点に立った財政運営」を行うこととされ、近年の当初予算編成での財源不足額は100億円前後となっている。</p> <p>昨年発生した「台風第19号」は甚大な被害をもたらし、その復旧事業費も膨大となっている。気候変動が著しくなった今日、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、不測の事態に対する予算措置も必要となり、また、更に多様化した県民ニーズに応えていくためにも、中期財政収支見込みの見極めや財政調整的基金の涵養は極めて重要である。</p> <p>2020年度は「とちぎ元気発信プラン」や「とちぎ行革プラン2016」の最終年度でもあることから、財政健全化を踏まえ次期計画を策定すると共に、中期的な財政運営等について丁寧に分析の上、その内容を中期財政収支見込みに反映し、県民に明確に示すこと。</p>	<p>これまで、中期的な視点に立った財政運営を基本的な考え方とし、行政コストの削減や歳入の確保に努めるなど、「とちぎ行革プラン2016」に掲げた財政健全化の取組を着実に実行してきた。</p> <p>今後、元気発信プランに続く次期プランに基づき各種施策を推進していくためには、それを支える財政基盤の確立が重要であることから、次期プランの策定に合わせて次期行財政改革大綱を策定し、引き続き行財政改革の取組を推進していく。</p> <p>また、将来の行政需要等を踏まえ、当初予算編成時に中期財政収支見込みを作成し、県民に公表していく。</p>

要　望　事　項	回　答
<p>4 私学就学支援の充実について</p> <p>教育は未来への投資という観点から教育の力で「貧困の連鎖」を断ち切り、栃木の子どもたちが希望に満ちた進路を選べるようにするために、私学振興助成法等に基づく私学支援の充実は不可欠である。</p> <p>本県の私学支援については、2015年に私立高等学校等授業料減免補助金の対象を年収約350万円未満世帯まで拡充したが、栃木県私立学校教職員組合連合が昨年実施した調査では、経済的な理由による中退者は減少傾向にあるものの、授業料滞納者は増加しており、私学に合格しても入学金を支払えず辞退するケースも見られる。</p> <p>そのような中、国では2020年度から高等学校等就学支援金制度の拡充を行うと共に、そのための財源確保を行った。そこで、本県の私学充実のために、国の新たな高等学校等就学支援金制度を上回る本県独自の減免補助基準を目指し、授業料以外の施設・設備費等義務的納付金も含めた「授業料等減免補助制度」を創設するなど、私学支援の拡充を図ること。</p> <p>また、生活保護及び生活困窮世帯等の私立高校の生徒に対しては公立高校で実施しているように、学費の全額無償化の措置を講じること。更には、入学金補助制度の創設を図ると共に、私立高等学校等授業料減免補助金における学校法人の1割負担をなくすこと。</p>	<p>私立高等学校に通う生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、奨学のための給付金の支給金額の引き上げや授業料等減免制度における対象者の拡大を行うなど、制度の充実に努めてきた。</p> <p>新年度から、授業料に対する助成を拡充するとともに入学料減免補助制度を創設するなど、今後とも、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいく。</p> <p>○小・中・高校運営費補助金 5,993,878</p> <p>○私立高等学校等修学支援事業費 4,467,511</p>

要　望　事　項	回　答
<p>5 県有施設の長寿命化対策について</p> <p>県では、安全・安心な社会資本を次世代に引き継ぐため、栃木県公共施設等総合管理基本方針や施設類型ごとの個別施設計画に基づき、点検・診断を行い、適切な維持管理に努め、予防保全工事等の長寿命化対策を計画的に実施していくこととしている。</p> <p>その中で教育委員会が所管する県立学校施設については、総量も多く、現在も事後保全による壊れてから修繕を行う改修工事が目立つ。進捗管理は副知事をトップとした県有財産利活用推進会議で行っていると聞いているが、現体制での全庁的な進捗管理は難しくなってきてているのではないかと考えられる。</p> <p>今後、施設類型ごとの個別施設計画等の進捗管理や計画的な予防保全を行うに当たり、部局横断的に行う専門部署を設置し公共施設の更新に取り組むことが望ましいと考えられる。そこで、専門部署を新設し、計画的な予防保全が行えるよう努めること。</p>	<p>県有建築物の長寿命化対策については、「栃木県公共施設等総合管理基本方針」等に基づき、県民ニーズや建築物の劣化状況等を十分に把握し、優先度の高い建築物から計画的に推進していくこととしている。</p> <p>引き続き、県有財産総合利活用推進会議において、各個別施設計画の取組状況の進捗管理を行い、各施設が適切に維持できるよう、必要な対策を講じていく。</p>

要　望　事　項	回　　答
<p>6 DV被害者の自立支援について</p> <p>悲惨な子どもへの虐待事件が相次いで起きており、DVにより配偶者に心身共にコントロールされてしまった母親が虐待の加害者となっている。母親に対するDV支援が重要であり、エンパワーメントされていたなら、しっかりと子どもを守る母親となり、子どもは命を落とさずにすむはずである。</p> <p>栃木県配偶者暴力相談支援センターがとちぎ男女共同参画センターに設置され約10年が経とうとしている。官民の連携ということがいわれて久しいが、専門的な経験を持つ民間団体とのシステムの違いがあるため、連携は進んでいない。被害者の安全は守られるようになってきたが、保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているかということを検証する必要があると感じている。被害者を取り巻く社会環境も複雑になり多様な課題を抱えた被害者への対応は、客観的かつ専門的な見地からのアセスメント、それに基づく個別支援の提供など心理面や生活面での人権を重視した寄り添った支援が重要であり、併せて被害者の立場に立った視点が求められる。しかし、職員の異動が早いため、専門性の確保は十分といえず、支援体制のシステムの改革が必要である。</p> <p>そこで、この10年を振り返り、改めて支援のあり方を官民の関係者を交えて定期的に意見交換等を行う場が必要であるので、そうした場の設置について検討されたい。</p>	<p>DV被害者へのきめ細かな支援を適切かつ効果的に行うためには、県と関係機関や民間支援団体が共通認識を持ち、連携を図ることが重要である。</p> <p>このため、とちぎ男女共同参画センターが設置する関係機関等とのネットワーク会議などを活用して、情報共有や連携強化を図るほか、具体的な支援のあり方等について、関係団体等と更に意見交換を行っていくなど、より適切な支援につながるよう努めていく。</p>

要　望　事　項	回　答
<p>7 指定廃棄物最終処分場問題について</p> <p>指定廃棄物の最終処分場問題については、現在の詳細調査候補地が選定されてから5年以上が経過し、事実上頓挫している状況にある。昨年本県を襲った台風第19号の際にも、当該候補地は冠水しており、まさに当該候補地が不適切であるという現実を示している。そこで、県においては、改めて特措法の見直しを国に対し働きかけること。</p> <p>また、保管農家の負担軽減のためにも、市町ごとの暫定集約を早期に実現する必要があるところ、県内において123人の農家が保管する指定廃棄物のすべてを対象として、環境省による放射能濃度の再測定が行われている。こうした結果も踏まえて、県においては、暫定集約の早期実現に取り組むこと。</p>	<p>国は、本県の指定廃棄物について、長期管理施設による県内集約の方針を堅持していることから、県としても、国に対し、詳細調査の実施に向け、地元の理解が得られるよう引き続き丁寧な対応を求めていくとともに、国と地元との対話に向けた働きかけを行っていく。</p> <p>また、国は、農家が保管する指定廃棄物の暫定集約に向け、稲わら等の放射能濃度の再測定と並行し、関係市町と協議を進めているところであります、引き続き、国には、市町の意向をよく聞きながら、それぞれの市町の実情を踏まえて丁寧に対応するよう求めていく。</p> <p>県としても、今後、国から示される再測定の結果を踏まえ、国や市町とともに具体的な方策の検討を行うなど、農家の負担軽減に向け、国と市町の間に入って調整していく。</p>
<p>8 「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」による取組について</p> <p>昨年8月、県と25市町が共同で行った「プラごみゼロ宣言」に基づき、一層の不要な使い捨てプラスチックの使用削減や再生材などの利用促進、リサイクルと適正な処理の徹底などを図るため、従来のリデュース・リユース・リサイクルの3Rに加え、リシンク（必要か考える）・リフェーズ（不要なものは断る）・リファイン（捨てるときは分別する）のプラス3Rを意識しながら、県民や事業所、市町等へさらなる取組を促すよう、昨年の宣言並びに趣旨の周知とプラスチック資源の削減・循環に向けた取組みを推進されたい。</p>	<p>プラスチックごみの削減や資源循環を促進するため、事業者、消費者、市町等で構成する協議会を立ち上げ、オール栃木体制で取組を検討していくとともに、イベントにおけるリサイクル食器の活用や講演会の開催などにより普及啓発に取り組んでいく。</p> <p>○プラスチックごみ削減対策事業費 5,862</p>

要　望　事　項	回　答
<p>9 森林・林業・木材産業の振興について</p> <p>栃木県では、2017年10月県議会提案により、「栃木県県産木材利用促進条例」、通称「とちぎ木づかい条例」を施行し、全国で唯一都道府県名に「木」の文字がある栃木県の森林を県民共有の財産として健全な姿で次の世代に引き継ぐため、県産木材の積極的な「木づかい」を進めることとした。2019年度は、本条例施行2年目でもあり、これまで現行の森林関連施策の検証や本県木材の需要把握のための調査等が行われてきたと思うが、川上から川中、川下までの県産材利用促進に必要な施設整備や雇用確保等ソフト・ハード両面からの整備を加速されたい。特に本県では、「とちぎ木材利用促進方針」を改訂して、二階建て以下かつ延べ床面積3,000m²以下の県有施設等は基本木造で、二階建て以下1,000m²未満の県有施設等は原則木造化としているため、低層が多い福祉施設や公共施設、更には大阪北部地震でも問題視された「ブロック塀」の改修に合わせての木造化等、積極的な需要把握と実施を図られたい。</p> <p>また、2019年度から森林環境譲与税が導入され、県及び市町への配分による事業実施が行われているが、真に必要としている自治体の要望等を踏まえた配分が可能となるよう譲与基準の見直しを国に要望するなど、適切な対応を検討すること。また、事業実施体制については、市町の従事職員の確保等が課題となっているが、森林組合等の林業関係団体との連携を密にする中で、人員確保、研修等の取組を進め、具体的な体制整備を進めること。</p>	<p>県では、高性能林業機械や木材加工流通施設等の導入支援に加え、就業説明会や高校生を対象とした現場見学会を実施している。また、本年度、とちぎ木づかい促進協議会内に県産木材販路拡大部会を設置し、需要把握に努めながら、県内外における一層の県産木材の販路開拓に取り組んでいるところであり、今後もオール栃木体制で県産木材の利用拡大を進めていく。</p> <p>さらに多様な木材需要を創出するため、中大規模建築物の木造・木質化を推進するとともに、とちぎ材を活用した家づくりへの支援等を行っていく。</p> <p>森林環境譲与税については、令和2(2020)年度税制改正大綱において、前倒しで増額譲与される予定であり、各市町の森林整備の実情等を踏まえ、譲与基準の見直しなどについて、国への要望を検討していく。</p> <p>また、森林経営管理制度については、市町が円滑に業務執行できるよう、運用マニュアルの作成や市町職員への研修等を行うとともに、技術的業務受託機関等の体制整備を支援しているところであり、引き続き、森林情報の共有化を進めるなど、各市町の取組状況を踏まえながら、積極的に支援していく。</p> <p>○とちぎの元気な森づくり県民税事業費 813,819</p> <p>○森林環境譲与税事業費 118,994</p> <p>○とちぎ材の家づくり支援事業費 162,504</p>

要　望　事　項	回　答
<p>10 林業・木材産業の人材育成について</p> <p>県内の森林整備需要が増している中、本県林業従事者人材を育成確保していくことは急務である。しかし、林業全体の「社会的価値」を高めることも必要であり、雇用や賃金形態、保険等の福利厚生制度の充実等林業を取り巻く「働き方改革」を推進していくことも極めて重要である。</p> <p>国においては、「『緑の人づくり』総合支援対策」において、「森林・林業新規就業支援対策」を行っており、「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年給付金等により、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材育成を目指している。更には、全国18か所で開設されている林業大学校等の青年就業希望者に対しては「緑の青年就業準備給付金」を支給し、将来有望な青年就業者の育成確保を求めている。</p> <p>本県においても、将来の各種林業に就業する労働者の確保は不可欠であるため、林業大学校の設置に向けた調査研究を速やかに進めると共に、本県林業の社会的価値を高めるための環境整備を急ぐこと。</p>	<p>林業の成長産業化や適切な森林整備を促進するためには、人材の確保・育成が重要であり、本県において目指すべき林業経営の姿や、林業に従事する人材が備えるべき知識・技術と、それらを習得するための教育・研修機会のあり方などについて、有識者会議を設置して検討していく。</p> <p>○森林環境譲与税事業費（再掲） 118,994</p>

要　望　事　項	回　答
<p>1.1 野生鳥獣害対策について</p> <p>シカ、イノシシ等の捕獲目標を引き上げ、野生鳥獣被害対策の強化を図っているが、農作物被害や林業における剥皮被害・食害は県内各地で発生している。生息域拡大により山間部から平坦部まで拡大し深刻さが増しており喫緊の重要課題といえる。</p> <p>地域ぐるみの総合的な対策を図るため、関係部署の連携を行うと共に、正しい知識を持ち効果的な対策を講じる鳥獣管理士の派遣や育成増員を図り、さらに野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりのため、農地等に侵入防止柵を設置するなど早期対策を図ること。</p> <p>1992年以来26年ぶりとなる国内でのCSF発生が確認された。近隣県ではCSFに感染した野生イノシシが確認されたが、現在のところ、幸い本県は全検体が陰性である。感染の拡大防止のため、CSFウイルスを媒介する野生イノシシの経口ワクチン散布が開始され、予防的ワクチンの接種も2月以降に予定されており、廃業農場を除く全戸農家は侵入防護柵が設置済と聞く。今後も風評被害対策を含む農場を守るための対策や水際対策の強化等の総合的なCSF対策など、さらに野生鳥獣対策強化に努めること。</p>	<p>獣害対策アドバイザーを被害集落に派遣し、地域ぐるみの取組を支援するとともに、宇都宮大学と連携した獣害対策地域リーダー育成研修により鳥獣害対策の指導者を養成していく。また、国の交付金を活用し、市町の鳥獣被害対策協議会が行う侵入防止柵の設置を支援していく。</p> <p>また、飼養豚へのCSFの感染防止を図るため、ワクチン接種プログラムに基づき、県内全飼養豚への予防的ワクチンの接種を進めていくとともに、野生イノシシからの感染を防止するため、市町や関係団体と連携し、経口ワクチンの散布やモニタリング調査に取り組んでいく。</p> <p>○地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業費 461,442</p> <p>○鳥獣から農作物を守る対策事業費 117,614</p> <p>○CSF等感染防止対策事業費 263,317</p>

要　望　事　項	回　答
<p>1 2 大規模太陽光発電施設に対する規制について</p> <p>本県の大規模太陽光発電施設整備については、2018年4月に運用開始した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」並びに県内各自治体が制定した条例等により、適切な立地に向けた指導が行われている。</p> <p>昨年の台風第19号災害では、本県各地の山間部に500ミリを超える降雨量があったため、国立公園、県立自然公園内にも大量の降雨があったことを勘案すると、防災の観点からも大規模太陽光発電施設整備については、極めて慎重な対応が必要である。</p> <p>こうした意味で、栃木県の国立公園、県立自然公園の災害を踏まえた各地の状況を丁寧に把握することにより、大規模太陽光発電施設整備に対する規制誘導を進めていただきたい。</p> <p>大規模太陽光発電施設の具体的な整備にあたっては、土地利用に関する事前指導要綱、林地開発許可等の手続きが必要とされるが、この度の国の環境影響評価法施行令の一部改正により、太陽電池発電所も対象事業となったことから、本県においても環境審議会の答申を受けて、栃木県環境影響評価条例の改正が検討されている。こうした手続きの変更にあたっては、事業関係者に丁寧な啓発を行うと共に、国のFIT法(再生可能エネルギー法)におけるガイドブックにも記載のある「運転開始期限」ルール等に照合し、認定後の発電所の建設が困難になる場合もあることから、事業者に対する適切な助言指導にあたること。</p>	<p>事業者に対しては、防災の観点からも、引き続き関係法令や指導指針等を遵守し、万全の対策を講じるよう指導していく。</p> <p>また、一定規模以上の太陽電池発電所の設置工事事業等について環境影響評価の対象とする条例改正を予定しており、この改正により、事業者は環境影響の調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民等の意見を聞くことなどから、適正な事業執行が期待される。改正条例の施行に当たっては、事業者に対して、改正の趣旨や内容、手続などを十分に周知するとともに、適切な事業実施を指導していく。</p>

要　望　事　項	回　答
<p>1 3 水素社会の構築に向けた普及促進について</p> <p>地球温暖化対策が叫ばれる中、その対策の遅れが国際的に指摘されている日本においては、将来的な化石燃料の枯渇も懸念され、新たな代替燃料の利活用が求められている。県では一昨年3月、とちぎF C V普及促進研究会が取りまとめた本県における水素社会の構築に向けたF C V普及に関する提言を受け、県内の商用水素ステーションの整備等に取り組んできた。昨年8月には商用水素ステーションの整備事業者も決定し、今年2月の竣工を予定しているが、水素エネルギーを利用した車両の普及は未だ図られていない現状にある。</p> <p>そこで、県内での水素を燃料とする次世代型燃料電池自動車（F C V）の普及促進へ、個人や法人等が購入する際の支援制度を創設されたい。</p> <p>また、本県の地域特性を踏まえて県内のインターチェンジや観光地、産業団地周辺への新たな商用水素ステーションの整備促進や、移動式水素ステーションの導入促進による需要拡大に取組むこと。</p>	<p>低炭素社会の実現には、F C Vの普及等により水素の利活用を促進し、省エネや二酸化炭素排出削減へとつなげていくことが重要であることから、F C Vの初期需要創出のため、個人や法人等のF C V導入を支援していく。</p> <p>また、商用水素ステーション整備の支援を継続し、県央・県北地区への誘致に向け、事業者等に働きかけていく。</p> <p>○ F C V導入促進事業費 105,000</p>

要　望　事　項	回　答
<p>1 4 介護保険サービスの充実について</p> <p>介護職の現場においては、職員不足が深刻な問題となっており、空床が生じても入所できない施設まで見受けられる。さらには、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」がさけばれている。厚労省の試算によれば、2025年において必要な介護職員は全国で245万の見通しであり、現在の入職・離職動向から推計すると、2025年の時点での需給ギャップは33.7万人になる見込みとされている。栃木県においても、需要見込みが32,535人とされているところ、充足率は84.0%と推計されており、全国でも下から8番目とされている状況に鑑みれば、介護人材の確保は喫緊の課題であるといえる。こうした現状において、職員の待遇改善を含めた人員確保の方策が求められている。</p> <p>この点、県においては、国における介護従事者待遇状況等調査の結果も踏まえながら、事業者に対し、待遇改善の適正な実施について指導助言等を行うものとしている。しかし、国による調査は抽出調査であり、現場の状況を正確に把握してきめ細かい適切な対応を取るためにも、県が独自で全数調査を実施すべきであり、その上で、介護職員の確保や離職防止対策を講じること。</p> <p>また、2014年の法改正により、要支援1・2の方の訪問介護と通所介護は予防給付から外され、市区町村が実施主体である地域支援事業に移行したものである。この点、要支援1・2の段階で一人暮らしや高齢夫婦世帯での在宅介護が困難になる時期であるところ、地域支援事業への移行時は厚労省がガイドラインを策定し、市区町村が「多様な提供主体」に事業を委託すること等とされた。しかし、現実には、事業参入が進まず、従来の介護報酬に比べて委託者の報酬が低いため、新規利用者を受け入れない事業者があるだけでなく撤退を予定しているところもあると聞いている。そうした中において、県においては、要支援者が安心して利用できる環境を整えるべく、事業者への支援を含めて適切な対応を取ること。</p>	<p>県内の特別養護老人ホームの一部には、介護職員の不足により空床が生じていることから、介護人材の確保に向け、国における介護従事者待遇状況等調査を参考に、県内介護事業所における待遇改善加算の実施状況を把握した上で、引き続き個々の介護事業者に対し、実地指導等を通して助言等を行うとともに、専門家の派遣等による介護職員待遇改善加算の取得に向けた取組を支援していく。</p> <p>また、外国人材や元気な高齢者の参入を促進とともに、介護人材育成認証制度の充実により、働きやすい職場づくりを促進するなど、現場の実情を踏まえ、関係団体等と連携しながら、介護人材の確保・定着に積極的に取り組んでいく。</p> <p>要支援者に対する訪問・通所介護については、地域支援事業への移行により、市町がサービス内容に応じて単価等を設定できることとなったものであり、県では、地域の実情に応じて、要支援者が継続的に必要なサービスを受けられるよう、引き続き、市町に対し、研修会や会議を通して情報提供や助言などの支援を行っていく。</p>
	<p>○介護基盤整備等事業費 2,166,839</p> <p>○外国人介護人材活躍推進事業費 15,913</p>

要　望　事　項	回　答
<p>1 5 障がい者施策の充実について</p> <p>県教育委員会においては、2018年度において障がい者の法定雇用率について基準に対し89人不足している現状に鑑み、100人以上の雇用拡大を進めるとして、2019年度から、県立学校の公仕やスクールサポートスタッフ等において新たに障がい者を採用し、雇用拡大を図っているとされている。しかし、未だ法定雇用率の基準を満たしていない状態が継続している現状を早期に改善するためにも、明確な期限を示した上で、雇用拡大の実現のために一層取り組むこと。</p> <p>また、県においては、2022年に「いちご一會とちぎ国体・とちぎ大会」の開催を控えており、国体・障害者スポーツ大会局がその準備に取り組んでいる。そうした中において、障害者アスリートの受け入れや大会の円滑な運営を図るため、国体・障害者スポーツ大会局において障害者雇用の受け入れを検討すること。</p> <p>さらに、身体・知的の重度心身障害者の手帳保持者に対して認められている医療費助成制度を同等の等級である精神障害者保健福祉手帳1級保持者に対して認められるよう助成制度の拡充を求める陳情が、県内全25市町議会で採択されたことを踏まえ、昨年の県議会において採択されたところ、県においても、精神障害者の医療費助成の拡大について検討に入ったとのことである。この点、費用負担をはじめ、対象となる障害の程度や入院費を含めるなど多くの課題がある。しかし、2019年度において、県内の精神障害者保健福祉手帳所持者は約1万3,500人と、10年前に比べて2.2倍に増加しており、関東で対象外なのは本県と千葉県のみという現状に鑑みれば、早期の実現に向け、市町や関係団体の意見をしっかりと聞きながら、具体的な制度設計に着手するために議論を加速させること。</p>	<p>県教育委員会では、今年度から、県立学校の公仕等において新たに障害者を採用しているところであり、引き続き、障害の特性に応じた仕事の確保や働きやすい環境づくりを進めることにより障害者雇用の拡大を図り、できる限り早期の法定雇用率の達成に努めていく。</p> <p>また、いちご一會とちぎ大会の円滑な運営等については、関係団体等との連携を十分に図るとともに、障害者雇用については、県庁全体の取組の中で検討していく。</p> <p>なお、重度心身障害者医療費助成制度の精神障害者への対象拡大については、新たに市町との検討会を設置したところであり、市町等の意見を十分に踏まえ検討を進めていく。</p>

要　望　事　項	回　答
<p>1 6 子育て支援の充実について</p> <p>S D G s の 1 7 の持続可能な開発目標の一番目に、貧困をなくそう、あらゆる場所であらゆる形態の貧困に終止符を打つと掲げられている。</p> <p>子どもの貧困の実態は見えにくく捉えづらいと言われている。そのため、国は子どもの貧困対策に取り組む地方自治体に、地域における実態を把握するための調査、整備計画の策定、子どもたちと支援を結びつける事業連携体制の整備など、地域ネットワークの形成等の取り組みを包括的に支援することを目的として、地域子どもの未来応援交付金を 2 0 1 8 年度から予算化した。これまでの交付金活用自治体は、3 5 都道府県、2 6 3 市区町村となっている。宇都宮市、小山市、那須塩原市の3市は活用し、それぞれ相対的貧困率が 1 1 . 9 %、1 0 . 2 %、1 4 . 9 %と地域特徴がはっきり出ている。さらに、大阪は府と市町が連携し 8 万世帯の調査を行い府全体の把握をした。実態把握があつてこそ支援策が明確になる。今まで当会派では実態調査導入を求めてきた。是非調査を図られたい。</p> <p>一方本県では、日光市の先進的な取り組みから発展して、現在 5 市 9 か所での子どもの居場所づくり事業が行われている。担い手育成の取り組み実践から、継続はもちろん増設を図ること。</p> <p>また、経済的困窮や社会的孤立に対する支援の入り口となる子ども食堂については、気運の醸成に努めてきたということだがそれだけではなかなか進まない。開設準備・スタッフ養成講座・食材やボランティアの確保・学校との連携等の推進のためのコーディネーターの養成など中間支援を図ること。</p> <p>さらに困窮者自立支援における学習支援については、円滑運営のため、広範囲の送迎を必要とする地域においては、送迎費用の見直しを図ること。また、子供の生活習慣や社会性の確立にむけて実施を始めた家庭訪問を通して見えてきた課題等を、困窮者自立支援事業の相談員と情報交換・連携し、社会的孤立やヤングケアラー対策など、生活困窮者に寄り添った支援に取り組むこと。</p>	<p>子どもの貧困に関する調査については、困難な状況にある子どもに対しての教育現場における支援事例を調査し分析中である。このほか、全国調査の実施については、引き続き国の動向を注視していく。</p> <p>あわせて、要支援児童を対象とした子どもの居場所については、引き続き市町に対して設置を働きかけていくとともに、事業の担い手の育成等を支援していく。</p> <p>子ども食堂については、社会福祉法人等の取組を掲載した事例集を作成し、地域活動の実践者等に周知することにより、地域における支え合い活動が更に促進されるよう気運の醸成を図っていく。</p> <p>学習支援事業については、地域の実情に合った教室の開講を目指し、受験対策や居場所づくり等の教室ごとの課題を把握し、事業の充実・強化に努めていく。また、生活困窮者自立支援事業の相談員が、学習支援に関わるN P O 法人等と連携を図り、対象児童の世帯が抱える課題に対し積極的に関与し支援するよう取り組んでいく。</p>

要　望　事　項	回　答
<p>17 本県の犬猫殺処分ゼロを目指す取り組みの強化について</p> <p>本県では、県内市町において、独自の不妊去勢に関する補助制度等を規定し、みだりな繁殖抑制に向けた取り組みが進められているが、動物愛護管理法第39条に準じた任意の協議会設置等は進んでいない。県の動物愛護管理推進計画に沿った施策の推進体制の構築が急務であり、県と県内市町とが動物愛護施策の共有を図れるようするため、市町に対し協議会を早急に設置するよう促すこと。</p> <p>また、動物愛護管理法の改正を受けて「栃木県動物愛護管理推進計画」の見直しを実施すると思うが、動物愛護団体、保護ボランティア、飼養関係者、獣医師会等による協議・検討の場を設置し、本県に相応しい管理計画を策定すること。本県の犬猫殺処分の現状や動物愛護管理の実情を県民に知ってもらうために、市町と連携して適宜情報の周知を図ること。また、動物愛護施策の更なる充実を図るため、ふるさと納税の使途メニューに反映することや、独自の基金の設置等創意工夫を図ること。</p>	<p>本県では、動物愛護管理法に基づき、市町等行政関係者、関係団体及び学識経験者等を構成員とする栃木県動物愛護推進協議会を設置し、市町、獣医師会等関係団体と連携しながら各種施策に取り組んできた結果、犬猫の殺処分数は減少し、目標を大きく上回る成果を上げている。</p> <p>このような中、昨年の動物愛護管理法改正に伴い、国では今年度末に基本指針の改正を予定していることから、これに併せ県においても関係機関、団体等をはじめ県民や有識者の意見などを聞きながら、速やかに栃木県動物愛護管理推進計画を見直すこととしている。</p> <p>今後も、推進計画に基づき県、市町及び関係団体等が連携し、それぞれが担う役割を踏まえ、動物愛護の普及啓発、適正飼養の推進及び譲渡機会の拡大等の積極的な取組を継続することで、人と動物の共生する社会をつくり、殺処分ゼロを目指していく。</p>

要　望　事　項	回　答
<p>18 台風第19号被害を受けての中小企業等対策について</p> <p>被災した中小企業・小規模事業者に対する支援は、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（グループ補助金）」、「地域企業再建支援事業費補助金（自治体連携型補助金）」、及び「小規模事業者持続化補助金」を用意し、当該事業者に対する支援を行っていると聞いている。各地では、商工会議所や商工会等が窓口となり、金融機関のサポートも含めて鋭意進められているが、初めて補助申請するケースが多いことから、被災事業者に対する情報提供や補助申請手続き等のサポートを丁寧に行うこと。また、中小企業支援チームの体制整備を行い、被災事業者の相談や補助金申請手続き対応等を充実させること。</p> <p>また、「令和元年台風第19号緊急対策資金」等の貸付についても被災事業者に丁寧に情報提供し、利用を考えている被災事業者の救済に努めること。</p>	<p>被災した県内の中小企業・小規模事業者の一も早い復旧・復興を支援するため、新たに「中小企業等復興支援チーム」を組織し、宇都宮及び県南地域に受付センターを設置した。このチームについては、さらに支援を推し進めるため、1月中旬に体制強化を図ったところであり、引き続き、国や市町、商工団体等とも連携を図り、補助金申請や各種相談等へきめ細かに対応していく。</p> <p>○中小企業等グループ施設等復旧事業費 7,566,277</p> <p>○地域企業再建支援事業費 800,000</p> <p>○被災中小企業施設・設備整備支援事業費 (特別会計) 1,250,000</p> <p>○産業活性化金融対策費 22,786,100</p>

要　望　事　項	回　　答
<p>19 中小・小規模企業の振興と産業政策の推進について</p> <p>本県においては、立地する企業の99%以上を中小・小規模企業が占めており、本県産業の成長のためには、これらの企業の活性化をいかに図っていくのかが、重要な課題となっている。</p> <p>1月6日の新春記者会見において、県では経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society 5.0」時代を見据え、将来の栃木県が活力と魅力にあふれ、県内どの地域に住んでいても安心して暮らし続けることができるよう、県総合政策部に新たに「デジタル戦略室」を設置し、さまざまな分野における未来技術の社会実装の推進と、デジタルメディアを活用した情報発信に、全庁一丸となって取り組んでいくとしている。</p> <p>人口減少社会の中、中小・小規模企業では高齢化でベテラン社員の退職により深刻な人手不足となっており、AIやロボット・IoT技術等の活用により工場を全体最適化した上で、製品価値を上げつつコストを抑えるスマートファクトリー化こそが解決の糸口となる。</p> <p>本県に、ローカル5Gを整備したロボット関連などスマート化された工場を集積することができれば、工場の立地面積が多いこの北関東の中でも本県が優位となり、一層の工場の誘致に繋がるのではないかと考えられる。ローカル5G環境が整った工業団地等を整備するなど日本の製造業の未来を変える取り組みをこの栃木県から展開していくこと。</p>	<p>中小企業の人手不足等に対応した省力化や生産性向上に向け、AIやロボット、IoT等の導入によるスマートファクトリー化を促進するため、企業経営者や現場技術者を対象としたセミナーの開催、専門家の派遣、実現可能性調査への助成、さらにはAIやIoTシステムを活用したサプライチェーンの構築への助成等に取り組んでいく。</p> <p>また、産業団地の整備については、地元市町や「とちぎ企業立地推進戦略会議」の構成員であるインフラ関連企業等と連携し、企業からの様々なニーズに対応できるよう取り組むなど、「Society 5.0」時代を見据え、中小・小規模企業の振興を図っていく。</p> <p>○未来技術等社会実装促進事業費 72,363</p> <p>○ものづくり技術強化補助金 25,000</p> <p>○企業立地推進補助金 2,720,000</p>

要　望　事　項	回　答
<p>20 「観光立県とちぎ」の推進について</p> <p>3年前から始まったデスティネーションキャンペーンに関わる一連の取組が終わり、一定の成果と今後の課題も明らかとなった。そうした中、いよいよ本年は「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」、再来年には「いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会」も控え、引き続き本県を国内外にPRし、より経済波及効果が見込まれる宿泊型の観光誘客を推進する絶好の好機が続く。</p> <p>そこで、それぞれのイベントとの相乗効果が得られるよう取組を推進することはもちろん、同時に本県のウィークポイントの克服に向けて果敢にチャレンジする取組を求める。大手旅行会社等とのさらなる連携強化をはじめ、デジタルメディア・WEB・SNSも駆使したより詳細なマーケティングやターゲッティングによるプロモーションの推進・強化を図り、インバウンド促進、周遊性・回遊性の向上とリピーターの獲得、西日本への魅力発信など、多くの観光素材を有する市町との連携や、県民の“おもてなし”機運の醸成も十分に図りながら、「栃木県」を強烈に印象付けるインパクトを常に意識し、さらなる「観光立県とちぎ」の推進に向けた施策を展開すること。</p>	<p>3年にわたって取り組んだDCの成果として、地域分科会や交通事業者との連携、おもてなし機運の醸成等の「DCレガシー」を継続・発展させ、市町や民間事業者と緊密に連携を図りながら、誘客促進を図っていく。</p> <p>特に、東京2020大会を誘客の好機と捉え、本年の上半期は、都内でのイベント開催や、市町等が行うイベント等のPRなど、本県の優れた観光資源を積極的に発信していく。</p> <p>また、DCにより明らかとなった課題を踏まえ、新たな観光素材の掘り起こしや磨き上げ等に取り組むとともに、宿泊予約サイト等のデジタルメディアを積極的に活用し、効果的なPRを行うなど、オール栃木体制で本県の観光振興に取り組んでいく。</p> <p>○とちぎインバウンド強化対策事業費 123,951</p> <p>○観光キャンペーン推進事業費 97,193</p> <p>○米国等におけるとちぎファン拡大推進事業費 (一部再掲) 49,622</p>

要　望　事　項	回　答
<p>2.1 多文化共生社会と外国人材の活用促進について</p> <p>本年4月の外国人労働者の受け入れ拡大を図る改正出入国管理及び難民認定法の施行を受けて、県では今後増加が見込まれる外国人材の円滑な受け入れを促進するため、「とちぎ外国人材活用促進協議会」を設立すると共に、「とちぎ外国人相談サポートセンター」を設置し、多文化共生の社会づくりに努めてきた。</p> <p>グローバル人材の確保支援に関しては、昨年は県内での合同企業説明会に加え、都内やベトナム現地大学での説明会も開催したところである。</p> <p>県内での説明会は6年目を迎えるものの、今後は全国的なグローバル人材のニーズが高まるところから、本県への関心を強く意識してもらうべく当面ベトナムでの現地説明会を継続すると共に、情報発信の効果が期待される都内での説明会を数日間開催できるよう取り組まれたい。</p> <p>さらに、外国人材活用促進協議会を通じての登録企業における求人情報の提供等、日常的に登録企業の情報発信に努められたい。</p> <p>また、居住外国人が安心して地域で生活できるよう、市町が行う保育や教育環境の提供に関する支援や、昨年の台風第19号に際し初めて設置された「災害多言語支援センター」による多言語でのメール配信やホームページでの情報発信等の充実を図ること。</p>	<p>企業の海外展開等を支援するため、県内・首都圏の留学生、ベトナムの現地大学生等を対象とした合同企業説明会を開催するなど、効果的なグローバル人材等の確保に取り組んでいく。</p> <p>また、県内の在住外国人が安心して地域で生活できるよう、昨年4月に設置した「とちぎ外国人相談サポートセンター」により、母国語によるきめ細かな相談対応を行うほか、災害の規模等に応じて栃木県国際交流協会の「災害多言語支援センター」が行う相談業務を周知するとともに、多言語での災害関連情報の携帯メール配信やホームページによる発信を支援していく。</p> <p>○外国人材活用強化・多文化共生事業費 41,743</p>

要　望　事　項	回　答
<p>2.2 スマート農業の推進について</p> <p>県では、農業の生産性向上に資するスマート農業とちぎの推進に努めている。スマート農業機器開発では、にら出荷調整機の開発、なしの運搬作業を行う小型農業機械ロボットの実証を行い、今後、生産農場への導入を図っていくとしている。今後は、本県農業のスマート化をAI、IoTやロボット技術をさらに活用し、生産性向上や働き方改革も進めていくことが求められる。スマート農業の最先端技術では、カメラや距離センサーが搭載され、ディープラーニングによる画像認識などの技術を用いて、トマトのサイズ判別や収穫判断を行い、ハウス内を自動的に移動しながら、収穫してカゴに詰めていく自動収穫ロボットなどがある。今後は、収穫量日本一を誇るイチゴをはじめ、先端技術を活用し、更なる生産性向上を図るために技術開発等に取り組むこと。</p>	<p>県では、生産現場へのスマート農業の導入促進に向け、産学官連携により、本県の主力品目を対象に、省力化・効率化を図るための出荷調整機器等の開発・実証やAIを活用したいちご新品種の生育・収量予測ツールの開発に取り組んでいく。</p> <p>○スマート農業とちぎ推進事業費 77,150</p> <p>○園芸大国とちぎづくり推進事業費（一部再掲） 1,212,167</p>

要　望　事　項	回　　答
<p>2 3 台風第19号被害を受けての河川・農地・林地整備に関する対応について</p> <p>台風第19号の襲来により、県内の一級河川をはじめとする各種河川において決壊、溢水、越水、護岸崩落等の大災害が多数発生した。これらの復旧復興に向けて、既に620億円を越える補正予算が成立している。国の災害査定も行われ、知事も答弁した「改良復旧事業」の導入等も検討されていると聞いている。しかしながら、本県の河川はいずれも水源や上流部、中流部と下流域に大きな影響を及ぼす河川が多いことから、今回の改良復旧事業の導入にあたっては、防災・減災の視点から河川毎の整備方針を明確に決定すること。また、河川の堆積土砂撤去や浚渫工事を行うにあたり、撤去した土砂等のストックヤードの確保等を官民連携で行うこと。</p> <p>また、今回の河川被害により、周辺住宅地・商業地、店舗や工場等にも甚大な被害が出た。こうした地域の支援については「中小企業等グループ補助金」を使った支援が検討されているが、一方、これらの支援は浸水被害を受けた地域での再建であることから、今後、浸水被害が発生しないような河川整備等を検討し、併せて周辺住民への説明や合意形成も行うこと。</p> <p>今回の河川被害に伴い、周辺の農地や農業用施設も甚大な被害を受けた。しかしながら、周辺農業地、特に土地改良事業を行った地域においては、「防災調整池」等の整備により、農地内貯水機能を認め作っておくことも可能であるため、河川周辺の土地改良区域における検討を行うこと。</p> <p>今回の台風被害では、林地被害も顕著であった。間伐材の撤去、林地の計画伐採、保安林の計画的な指定を進め、森林の適正な管理を図ると共に、「治山事業」の実施等により、防災・減災の視点での整備を進めること。</p>	<p>令和元年台風第19号により被災した箇所については、できる限り改良復旧事業を導入すべく、国との協議を進めており、災害査定等の結果を踏まえ、速やかに実施していく。また、堆積土除去により発生する残土については、引き続き優先して公共事業に利用するとともに、状況に応じて、処理に係る許可を受けた民有地において有効活用していく。</p> <p>また、河川整備にあたっては、引き続き、地域住民の理解と協力を得ながら事業を実施していくとともに、防災調整池の整備については、市町、関係団体と連携を図りながら検討していく。</p> <p>さらに、林地については、間伐や皆伐・再造林等の森林整備の促進、保安林の計画的な指定などにより適切な保全・管理を図るとともに、治山施設の設置等により流木対策や荒廃山地の復旧・予防対策を推進していく。</p> <p>○公共事業費（環境森林部） 4,563,952</p> <p>○県単公共事業費（環境森林部） 292,445</p> <p>○公共事業費（農政部） 8,990,962</p> <p>○県単公共事業費（農政部） 247,420</p>

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
	○公共事業費（県土整備部） 47,740,378
	○県単公共事業費（県土整備部） 13,542,642
	○堤防強化緊急対策プロジェクト事業費 3,000,000
	○緊急防災・減災対策事業費 1,000,000
	○南摩ダム関連事業費（一部公共・再掲） 1,799,967

要　望　事　項	回　答
<p>2 4 学校の指導力強化と教員の働き方改革について</p> <p>教職員の長時間勤務が一層深刻となっている中、県の教育委員会では、学校での働き方を積極的に見直し、教育の質を高めていける勤務環境の実現を目指して、昨年1月に学校における働き方改革推進プランを策定し、教育の質の更なる向上を目指している。</p> <p>兵庫県では、2009年度から小学校第5・6学年を対象に、各担任相互に交換授業を行う教科担任制を進めており、少人数授業と組み合わせて「兵庫型教科担任制」と呼ばれ、2012年度以降は兵庫県内全ての小学校において実践されている。また、国語、算数、理科、社会の2教科以上で教科担任制が実施されており、学年毎に担任同士が相談し、得意な教科や研究している教科を担当している。このほかにも、少人数授業を取り入れたり、外国語等における専科教員を配置したりするなど、多くの先進的な取組が試みられている。兵庫型教科担任制は、教員にとって多面的な児童理解に基づく組織的、協力的な指導の充実のほか、児童にとっても教員との人間関係の広がりや深まりによる成長が期待できる。また、学校にとっても、発達や学びの連続性を確保するための小中学校の円滑な接続とその効果が期待されているところである。本県においても、他県の取組を調査し、栃木県独自の小学校高学年の栃木型教科担任制を導入すること。</p> <p>また、共同利用型校務支援システムの導入について、和歌山県では教務系(成績処理、出欠管理、時数等)、保健系(健康診断票、保健室管理等)、指導要録等の学籍系、学校事務系などを統合した機能を有するシステムを県立学校に導入後、県内の小中学校にも導入を進めている。この校務支援システムを導入するメリットは、共同調達を行うことでの経費削減や教職員の業務の効率化を図ることができ、子どもと向き合う時間の確保につながるほか、児童生徒の情報の一元管理・共有が可能となり学校運営の改善も期待できることである。さらに、クラウド上でデータを管理することにより災害等でデータが紛失することがなくなることから、本県においても共同利用型校務支援システムを導入すること。</p>	<p>県教育委員会では、学校における働き方改革推進プランに基づき、業務改善や学校運営体制の充実などに取り組んでいる。</p> <p>教科担任制については、本県においても英語などの専科教員の配置や担任間の交換授業等を行っているが、現在、国において教科担任制の在り方について検討されているところであり、引き続き国の動向を注視していく。</p> <p>統合型校務支援システムについては、教員の負担軽減を図るため、県で導入していく。なお、共同利用型のシステム導入については、導入済の市町の使用ソフトや更新時期が異なるなど課題があるため、他県事例の情報収集等に努めていく。</p>

要　望　事　項	回　答
<p>2 5 教育機会確保の実践について</p> <p>教育機会確保法は、不登校児童生徒の学校以外の教育機会を確保するため2016年12月に公布された。県教育委員会では、文部科学省の委託事業を受託し、福祉部局と連携した家庭への支援等のリーフレットを作成したことから、県内学校及び市町教育委員会等へ広く周知し、個々の状況に応じた必要な支援を進めること。</p> <p>さらに、不登校児童生徒への正しい理解と対応を図るため、これまでの調査研究で得られた様々な事例を県内の適応指導教室全体で共有すると共に、フリースクールとの連携を進め、県教委とフリースクールとの「連携協議会」を立ち上げ、県教委主催で定期的な開催を図ること。</p>	<p>不登校児童生徒の学校以外の場における教育機会の確保については、調査研究の成果をリーフレットにまとめ、県内の学校及び市町教育委員会等へ広く周知するとともに、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を進めている。</p> <p>また、今年度は、不登校児童生徒への効果的な支援等について理解を深めるため、新たに全ての適応指導教室担当者をはじめ市町教育委員会や関係機関等を対象とした連絡協議会を開催したところである。</p> <p>今後は、この協議会を継続的に開催し、市町教育委員会や関係機関等と密接な連携を図るとともに、フリースクール等の民間団体について、現状の把握に努めながら、連携の在り方を検討していく。</p>
<p>2 6 交通事故防止と交通安全の啓発・周知について</p> <p>これまで警察本部では、「『止まってくれない！栃木県』からの脱却」や「命を照らせ！夜間は原則ハイビーム」などをスローガンに、自動車運転者に向けた交通事故防止の広報・啓発活動に取り組んできた。これらの取組により一定の成果が見受けられるものの、人命に危害を及ぼす可能性が極めて高い悪質な運転はなお後を絶たない。加えて自転車活用推進法が施行されたこともあり、今後は歩行者に加え自転車利用者も含め、県民への法令順守の呼び掛けや安全意識を高めるためのさらなる取組が必要と考える。</p> <p>そこで、これまで取り組んできたワンフレーズによるキャッチコピーは極めてインパクトが強く、宣伝効果も顕著であることから、より積極的・徹底的な取組を求める。たとえば、宣伝媒体として地元テレビCMや地元新聞紙面への広告をはじめ、もっと身边に手軽に、文字通り“県民総ぐるみ”的運動として展開できるように、交通事業者や交通安全の取組に賛同する団体等に呼び掛け、自動車や自転車にステッカー等を用いて、また公共スペースを活用しポスターを効果的に掲出するなどして、全県民が日常的に交通安全のキャッチコピーに触れられるような施策を講じること。</p>	<p>県警察では、これまで、インパクトがあり分かりやすい広報啓発資料等の作成・活用に努め、交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守を呼び掛けてきたところである。</p> <p>引き続き、様々な関係機関・団体の参画を得ながら、こうした取組を推進するとともに、より多くの県民に交通安全思想の普及と浸透を図るため、テレビや新聞などのメディアを活用した広報事業を行い、交通事故の更なる抑止に努めていく。</p> <p>○歩行者保護意識向上対策事業費 8,398</p>